

# 令和7年度心身障害児療育支援補助金交付事業

## 1 助成事業の基本的な考え方

池野社会福祉基金の設立趣旨を踏まえ、民間の心身障害児に対する福祉活動事業を支援し、障害児の福祉の推進を図ることを目的としています。

## 2 助成の対象者

本市において障害児に関する福祉活動を行う団体、個人等

## 3 助成対象事業及び対象経費

別表のとおり

## 4 助成金の額

原則として、助成対象経費の合計額の4分の3以内の額とします。

※申請額について、100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

## 5 助成金の交付申込

希望する場合は、必要書類を福祉課障害福祉係へ提出して下さい。

## 6 助成金の交付決定

申請いただいた内容を審査し、交付を決定します。この際必要な条件を付すことがあります。なお、交付されない場合にも通知します。

## 7 助成の回数

同一団体及び個人が行う同一事業に対する助成は、原則として一回限りとなります。

## 8 助成事業の変更等

交付決定を受けた事業について変更（軽微な変更を除く）、中止又は廃止をしようとするときは、市長の承認を得なければなりません。

## 9 実績報告

助成事業完了後30日以内に、必要書類を福祉課障害福祉係へ提出して下さい。

## 10 助成金の返還

助成金を目的外に使用した場合や、正当な理由なく事業の遅延、中止、定められた報告を行わない等の場合は、助成金を返還していただくことがあります。

別表

対 象 事 業		対象経費
1 障害児の地域福祉、在宅福祉の推進を目的とする事業	(1) 障害児の社会参加促進事業 (2) 障害児の福祉サービス促進事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、備品購入費
2 障害児の療育に関する調査及び研究を目的とする事業	障害児の療育に関する調査及び研究事業	謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費
3 障害児福祉関係者の研修を目的とする事業	(1) 障害児福祉施設及び福祉団体が行う研修、講習及び講座開催事業 (2) 障害児福祉施設及び福祉団体の職員等の研修派遣事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、負担金

<交付申請書類>

- 補助金等交付申請書                      様式第1号
- 事業計画書                                様式第2号
- 収支予算書                                様式第3号
- その他必要な書類                      (1) 当該年度の団体等の収支予算書  
(2) 業者等の見積書  
(3) その他

<実績報告書類>                      ※用紙は交付決定時にお渡しします。

- 補助事業等実績報告書                      様式第9号
- 事業実績書                                様式第2号
- 収支計算書                                様式第3号
- その他必要な書類                      (1) 写 真  
(2) 領収書 (写)  
(3) その他

【問い合わせ先】

鶴岡市役所 福祉課障害福祉係  
TEL 35-1273